

Q & A

Q 中学・高校教員による介護の間違ったイメージの植え付けを防ぐため、教員に対しての説明会を行いたいのですが、対象となりますか？

A 教員に対して説明会を行うことにより、学生に介護の仕事内容や、やりがい等の正しいイメージを持ってもらうことは、若年世代の介護人材確保に向けた取組となるため、対象となります。

Q 中学校・高校ではなく、小学校での介護体験会や説明会は対象となりますか？

A 介護体験会や説明会の内容が介護人材確保に向けた取組であると認められるものであれば対象となります。

しかし、自分の進路をより明確に検討している中学生・高校生に対して実施することが望ましいと考えます。

Q 出前講座や説明会を2回以上実施する場合、実施回数ごとに申請を行うのですか？

A 2回以上対象事業を実施した場合であっても、補助対象期間の4月1日から3月31日までの間に実施したのであれば、申請の回数は一回となります。

Q 現地の留学予定者に対して、説明会を行う予定ですが、説明会後に留学予定者が日本への留学を中止した場合、補助金の交付は取り消されるのですか？

A 対象事業（現地での説明会等）を行った結果、留学予定者が留学を中止した等により実績が出なかった場合でも、補助金の交付決定が取り消されることはありません。

○外国人留学生等の参入促進事業に関する質問

質問	回答
<p>介護人材確保に関する取り組みに対する補助金について、介護施設・事業所が対象の事業を行った場合に、補助金の交付を受けることが出来るでしょうか。</p>	<p>補助対象者は「県内の介護福祉士養成施設」となっているため、介護施設・事業所に対して補助金は交付されませんが、介護福祉士養成施設と介護施設・事業所が連携して行った対象事業の経費の一部については、介護福祉士養成施設に対して補助を行います。ただし、介護福祉士養成施設が将来介護現場を担う若年世代の確保に向けた取組を行うにあたっては、介護施設・事業所と連携して行うことが望ましいと考えておりますので、対象事業の実施を検討されている場合は、近隣の介護福祉士養成施設にご相談ください。</p>
<p>外国人留学生の確保に関する事業について、留学予定者がいる現地で行う説明会などは対象となりますか。対象となる場合、実績報告の際にどのような書類の提出が必要でしょうか。</p>	<p>現地で行う説明会は、介護人材の確保に向けた取り組みであると認められるものであれば対象となります。実績報告の際の提出書類については、補助金交付要綱の第13条(実績報告)に基づき、様式6、様式6-2から6-4、添付資料として、補助対象事業の概要を示す写真、当該事業に係る収支決算書の抄本等の書類の提出をお願いします</p>
<p>外部の民間業者などに、対象事業の業務を委託することはできますか。</p>	<p>対象事業の業務委託は可能です。補助対象経費には委託料が含まれています。</p>
<p>日本語学校の生徒に対する、介護の仕事内容ややりがい等のPRは対象となりますか。</p>	<p>介護人材の確保に向けた取り組みであると認められるものであれば対象となります。</p>
<p>4月からすでに補助対象事業を行っているが、4月からの当該事業に対しても補助金は交付されるのか。</p>	<p>交付されます。交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までです。</p>
<p>補助対象事業の活動経費について、概算払いの請求をすることは可能か。</p>	<p>可能です。補助金交付要綱の第12条(概算払の請求)に基づき、様式5(概算払請求書)及び対象事業の収支計画書の提出をすることにより、概算払いの請求をすることが出来ます。県は、請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払いを行います。</p>
<p>日本語学習支援の為の環境整備として、机・椅子・テキスト・パソコンなどの購入費は対象となるのか。</p>	<p>補助対象事業を実施する際に必要であると認められるものであれば対象となります。</p>
<p>外国人留学生の実習に毎日巡回し指導に当たる、指導者の講師謝金及び交通費は対象となるのか。</p>	<p>対象となります。</p>